

NICT Darknet Dataset 2022 利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」といいます）が提供する NICT Darknet Dataset 2022（以下「本データセット」といいます）の提供条件が定められています。

本データセットのご利用に際しては本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

日本語版及び英語版の本規約の間に不一致がある場合、日本語版が優先されるものとします。

第1条（適用）

1. 本規約は、本データセットの提供条件及び本データセットの利用に関する当機構とユーザーとの権利義務関係を定めることを目的とし、ユーザーと当機構との間の本データセットの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. ユーザーが本データセットサービスの利用を申請する電子メールを送信した時点をもって、本規約に同意をしたものとみなします。

第2条（利用方法）

1. ユーザーは、本規約に基づいて本データセットを利用することができます。
2. ユーザーは、以下に定める方法により、当機構に対し、個別に電子メールを送信し、本規約に同意をすることで、本データセットを利用することができます。

(当機構の電子メールアドレスの表示)

csl-ai (アットマーク)ml(ドット)nict(ドット)go(ドット)jp

* 件名を“**[NICT サイバー・リポジトリ] -- NICT Darknet Dataset 2022**”としてご送信ください。

3. 当機構は、前二項によりユーザーの個人情報を取得する場合であっても、本データセットの提供に付随する範囲内でこれを利用するものとします。

第3条 (利用条件)

1. ユーザーは、本データセットに関する一切の知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含みますがこれに限られません）及び管理権限が当機構に帰属することを予め承諾します。ただし、本データセット及び本データセットを構成する個々のデータ（以下「本データセット等」といいます）のうち、第三者に知的財産権が帰属するものについてはこの限りではありません。
2. 当機構は、ユーザーに対し、本データセット等をユーザー自身の研究目的（以下「本目的」といいます）で利用することを許諾します。ただし、当機構の書面による事前の承諾のない限り、第三者に譲渡・頒布・貸与・公衆送信・アクセス権の付与を行うことは許諾の範囲に含みません。
3. ユーザーは、当機構の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で本データセット等を加工・分析・編集・統合その他の利用をしてはならず、本データセットを第三者（ユーザーが法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる）に開示、提供、漏洩することはできません。

4. ユーザーは、法令で別途定めがある場合を除き、本データセット等について開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び提供の停止の求めを行うことのできる権限を有しません。
5. ユーザーは、本データセット等を利用して論文その他の成果物を公開又は公表する場合には、以下の引用セクション記載の文書その出典として記載するものとします。

【引用】

C. Han, J. Takeuchi, T. Takahashi and D. Inoue, "Dark-TRACER: Early Detection Framework for Malware Activity Based on Anomalous Spatiotemporal Patterns," in IEEE Access, vol. 10, pp. 13038-13058, 2022, doi: 10.1109/ACCESS.2022.3145966.

6. 当機構は、ユーザーの所属組織の名称を当機構のウェブページなどに掲載する可能性があります。

第4条（禁止行為）

ユーザーは、本データセットを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令又は本規約その他利用契約に違反する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 国家・国民の安全に脅威を与える目的での利用行為
- (4) 他のユーザーの利用を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- (5) 本データセットの提供にかかる設備等に支障を与える行為又はそのおそれがある行為
- (6) 本データセットの提供を妨害する行為又はそのおそれがある行為
- (7) 本データセットから特定の個人を識別・特定する行為又はそのおそれがある行為

- (8) 本データセットの内容を本規約上認められた方法以外の方法により閲覧、変更、改竄する行為又はそのおそれがある行為

第5条（ユーザーにおける管理）

ユーザーは、本データセット等を他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意義務をもって管理・保管するものとします。

第6条（提供の中止等）

1. 当機構は、ユーザーの事前の承諾を得ることなく、いつでも本データセットの提供を停止もしくは中止し、又は本データセットの内容を変更することができます。
2. 当機構は、前項の措置によりユーザーに発生した損害・不利益を含むいかなる結果についてもその責任を負いません。

第7条（免責）

1. 本データセットの利用はユーザー自身の費用と責任において行われるものとし、当機構は本データセットの利用によりユーザーに発生した損害・不利益を含むいかなる結果についてもその責任を負いません。
2. 当機構は、本データセットがユーザーの特定の利用目的に合致することや、特定の結果の実現を保証するものではありません。
3. 当機構は、本データセットの完全性、正確性、網羅性及び本データセットの永続的な提供について保証するものではありません。
4. 当機構は、当機構が提携する第三者が提供する本データセットにかかるウェブサイトの安全性を保証するものではありません。
5. 当機構は、ユーザーがあらゆるオペレーティングシステム及びウェブブラウザにおいて本データセットを良好に利用することがで

きることを保証するものではなく、またそのような保証をするための動作検証及び改良対応等を行う義務を負うものではありません。

6. 当機構は、本データセットの提供に際しては、本データセットは現状のまま提供されるものであり、当機構は、本データセットのバグや不具合の不存在を保証するものではありません。

第8条（第三者による主張等）

1. 本データセットの利用に関して、第三者からユーザーに対して知的財産権にかかるクレーム、紛争、その他の請求（以下「クレーム等」といいます）が発生した場合、ユーザーはただちに当機構に書面で通知するものとします。
2. 当機構は、かかるクレーム等の発生が当機構の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、本データセットの利用に関してユーザーと第三者との間で生じたクレーム等に関し一切の責任を負わないものとします。また、当機構の責めに帰すべき事由に基づきクレーム等が発生した場合であっても、ユーザーが前項の規定に反し当機構にクレーム等の発生を速やかに通知しない等の事由により、当機構が適切な防御を行う機会を逸することになった場合は、当機構は当該クレーム等に関して一切の責任を負わないものとします。

第9条（問い合わせ窓口）

本データセットの利用に関する問い合わせ窓口は、以下のとおりとします。

（当機構の電子メールアドレスの表示）

cs1-ai (アットマーク)ml(ドット)nict(ドット)go(ドット)jp

第10条（委託）

当機構は本データセットの提供に関する業務の全部若しくは一部をユーザーの承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、当機構は責任をもって委託先を管理するものとします。

第11条（通知）

本データセットに関する通知その他本規約に定める当機構からユーザーに対する通知は、電子メールによる方法その他当機構の定める方法によって行うものとします。通知は、当機構からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第12条（利用契約の契約上の地位の譲渡等）

1. ユーザーは、当機構の書面による事前の承諾なく、利用契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。
2. 当機構は本データセットに係る研究開発部門を他の法人に譲渡した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務を譲受人に譲渡することができるものとし、ユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお本項に定める譲渡には、再編・統廃合その他研究開発部門が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 1 3 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された既定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 1 4 条（協議）

本規約の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第 1 5 条（準拠法および裁判管轄）

利用契約に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年8月3日制定

2022年12月26日改変